

「ヤドン部」をテーマにした動画制作業務委託仕様書

1 事業の趣旨

株式会社ポケモンと香川県が締結している「地域活性化に関する連携・協力協定」に基づき、『ポケットモンスター』のキャラクターである「ヤドン」を活用したプロモーション動画の制作・公開により、本県のブランド力向上、観光誘客及び県産品の振興を目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名称 「ヤドン部」をテーマにした動画制作業務
- (2) 委託者 公益社団法人 香川県観光協会
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和4年7月1日（金）まで

3 業務内容

1 「事業の趣旨」に従い、下記の内容に沿って動画を制作すること。

なお、動画の企画・制作の過程において、株式会社ポケモン又は株式会社小学館集英社プロダクションの監修を受け、承諾を得ること。

(1) 目的・ターゲット

県外の20代～30代の年齢層を主なターゲットとして、うどんとヤドンのことが大好きな架空の部活動である「ヤドン部」をテーマに、「うどん県×ヤドン」の認知度向上と興味関心向上を図り、最終的に本県への誘客を促進するような工夫を凝らしたユニークな動画（以下「動画」という。）を制作すること。

(2) 仕様

- 4～5分程度の長さの動画を1本以上制作すること。
- 画面比は原則16：9で、フルカラー4K以上とすること。ただし、委託者が了解の上、別途定めることができるものとする。
- 撮影カメラは4Kシネマカメラ同等以上のものをメインカメラとすること。（マイクロフォーサーズ、スーパー35mm、フルサイズミラーレスカメラ等も可能）
- パソコンやタブレット、スマートフォンなど、様々な場での再生を想定し、ウェブサイト（うどん県旅ネット）やデジタルサイネージ等で再生可能なファイル形式とすること。

(3) 構成・演出

受託者は、下記の内容に沿って絵コンテ等で制作する動画のイメージが分かるものを事前に委託者へ提出し、委託者と協議の上、内容を決定すること。

- 動画の内容を的確に表現したタイトルや必要に応じてサブタイトルやキャッチコピーを検討し、制作した動画上へ配置すること。
- 必要に応じてテロップを挿入し、内容に合わせた効果的な音楽等を取り入れるなど、見た者に十分に伝わるような工夫をすること。
- 音楽素材については著作権上の問題が発生しないようなものを使用するとともに、使用期限が発生しないようにすること。
- 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないよう、受託者において権利処理等の手続きを行うとともに、使用期限が発生しないようにすること。また、起用する場合の費用はすべて受託者にて負担すること。

- ヤドンを起用する場合は、委託者の負担にてキャストを用意するものとし、当キャストには、委託者が定める研修を受けさせること。
- 動画の一部に株式会社ポケモンが指定する権利表記を必ず掲載すること。
- 撮影場所は、香川を代表する観光地や特徴的な場所で撮影するものとし、撮影にかかる手続きや費用についてはすべて受託者が負担するものとする。

(4) その他

- WebサイトやSNS等で広告として使用できるようなサムネイル画像やバナー広告等を制作すること。
- 制作された動画については、使用期限が発生しないようにするとともに、継続的な使用について、費用が発生しないようにすること。
- 制作された動画は、うどん県公式YouTubeと「うどん県×ヤドン」特設HPでの掲載を主な使用方法とし、動画の企画・制作をすること。
- ドローンを使用した撮影については、航空法や民法など、関係する各種法令に留意するとともに、受託者にて許可の手続きや対応をすること。

4 成果物・納品

(1) 成果物

- ①ストレージサービス等を使用し、以下のデータを納品すること。
 - ・4K（以上）編集データ一式。
 - ・ウェブサイトやモバイル等での使用を想定した軽量化したデータ（MP4）。
 - ・サムネイル画像やバナー広告等のデータ一式。
- ②パッケージラベル対応の電子媒体により、4（3）「納品場所」に納品すること。
 - ・ブルーレイディスク 3枚。
 - ・DVD 50枚。

(2) 納期

令和4年7月1日（金）17時15分まで

(3) 納品場所

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

公益社団法人香川県観光協会

5 その他

- (1) 受託者は、3「業務内容」における各業務着手前に絵コンテや業務計画書を作成し、委託者と協議のうえ実施することとし、委託者の指示により必要な書類等を提出すること。
- (2) 雇用者及び使用者として、労働関係法令を遵守すること。
- (3) 制作物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、第三者がすでに保有する権利を除き、全て観光協会に帰属するものとし、受託者は当該著作物に関する著作人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、制作物に第三者が著作権を保有する著作物を使用する場合、著作権者の許諾を取った上で仕様することとし、その旨を委託者に報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに委託者と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。

- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染防止等の天災その他経済情勢の激変等により、事業が中止となった場合や業務の完了に影響がでた場合は、別途変更契約を締結し、業務が完了した部分の経費を上限（但し、契約額以内で、委託者が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。